４．認定基準に関する状況

① 新規学卒者等の定着状況

以下について記載すること。（ニ）については、該当する場合に○を付すこと。

（イ）直近３事業年度の新規学卒者等の採用者数計	（ロ）（イ）のうち、申請日時点における在籍者数計	（ハ）離職率（（イ－ロ）／イ）	（ニ）直近３事業年度の新規学卒者等の採用実績がない。
人	人	%	

※　（イ）及び（ロ）で記載する数は、企業（法人）全体での数とする。

② その雇用する労働者の育成に関する方針並びにその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための計画の策定状況

以下について、提出する資料に○を付すこと。

なお、職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画を提出する場合、人材育成方針及び教育訓練計画の記載を必須事項とする。

人材育成方針及び教育訓練計画報告書	職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画

③ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間の状況

以下のいずれかについて直近の事業年度の実績を記載すること。

月平均所定外労働時間	週労働時間60時間以上の労働者の割合
時間	%

④ その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況

以下のいずれかについて直近の事業年度の実績を記載すること。

年平均取得率	年平均取得日数
%	日

⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況

以下について直近の３事業年度の実績を記載すること。（ハ）及び（ニ）については、該当する場合○を付すこと。

（イ）男性育児休業等取得者数	（ロ）女性育児休業等取得率	（ハ）（イ）及び（ロ）の実績がない場合、育児休業等制度が整備されている。	（ニ）次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の２の認定を受けている（※　直近の認定取得年度を右欄に記載すること。）	
人	%			

作成担当者氏　名	作成担当者所属先（部署名）	作成担当者所属先（住所）	作成担当者所属先（電話番号）

様式第２号（第４条関係）（第３面）

（記載要領）

１．「報告年月日」欄は、本報告書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。

２．「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、報告を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。

３．「１．報告対象期間」欄は、本報告書の報告の日の属する事業年度の直近の３事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。

４．「２．常時雇用する労働者の数」欄は、報告の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとすること。

５．「３．事業所一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を提出する際に交付されている番号）については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。

６．「４．① 新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の３事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、（ハ）離職率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

７．「４．③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）１人当たりの１月当たりの平均所定外労働時間又はその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）であって１週間当たりの労働時間が60時間以上であるものの数の割合について記載すること。なお、割合は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

８．「４．④その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下８．において同じ。）の有給休暇の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者１人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、年平均取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。

９．「４．⑤その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の３事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって直近の３事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。

「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する原則として１歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第 23 条第２項の規定による３歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第 24 条第１項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。なお、育児休業等取得率は、小数点第２位以下を切り捨てて記載すること。